

個人情報の取り扱いについて

届出られた情報は、適正な土地利用の確保を図るため、土地の利用目的審査にのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

なお、届出書に記載された土地売買等の情報につきましては、国土交通省及び県土地対策課で行っている*地価公示や*地価調査の資料として御本人の承諾があった場合に利用させていただきたいので、次のいずれかに○印を御記入ください。

利用することを承諾する

利用することを承諾しない

個人情報保護に関するお問い合わせは、
佐賀県県土整備部土地対策課計画調整担当までお願いします。
電話：0952-25-7034(直通)
e-mail：tochitaisaku@pref.saga.lg.jp

佐賀県の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）
(<http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy/>)

*地価公示・・・地価公示法第2条の規定に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日における標準地の正常な価格を公示するものであり、一般の土地の取引価格の指標となるとともに、公共事業用地の取得価格算定の規準とされる等、適正な地価の形成に寄与することを目的としています

*地価調査・・・国土利用計画法施行令第9条の規定に基づき、知事が毎年7月1日における標準地の価格を調査し、その結果を公表するものです。国土交通省が行う地価公示とともに、一般の土地の取引価格の指標となるものです。

※『地価公示』及び『地価調査』の趣旨にご理解いただき、
極力承諾をお願いします。

調査票の必要提出部数は**正本1部、副本1部**です。
必要部数をコピーしてください。

記入上の注意

- 1 ※印のある欄には記載しないでください。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載してください。
- 4 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載してください。
- 5 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあっては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあっては、樹種、樹齢等を記載してください。
- 6 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載してください。
- 7 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載してください。
- 8 「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地（農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。）以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記載してください。
- 9 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載してください。
- 10 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転または設定等と併せて権利の移転または設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項その他を記載してください。